

白子町中小企業振興資金利子補給制度

白子町では町内に店舗、工場、営業所などを持って事業を行っている方々の借入金の利子の一部を補給します。

□利子補給を受けることができる方

- ・町内で1年以上居住している個人または1年以上事業を行っている法人
- ・町税を完納している者（法人の場合は、法人分及び代表者分）



□利子補給される資金

◇設備改善資金

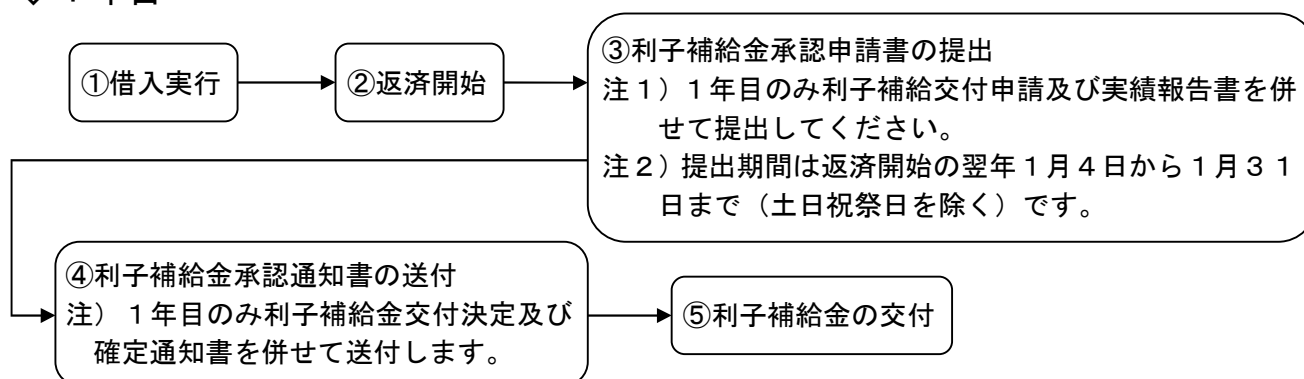
- | | |
|---------------------|---|
| ①借入対象資金名
及び融資機関名 | ・千葉県中小企業振興資金のうち設備改善資金／千葉県
・国民生活事業資金のうち設備改善資金／(株)日本政策金融公庫
・中小企業事業資金のうち設備改善資金／(株)日本政策金融公庫 |
| ②対象資金限度額 | 100,000,000円 |
| ③利子補給額 | ・年利4%未満 支払利息の1/2 |
| ④利子補給期間 | 5年間（ただし、返済期間が5年に満たない場合は、その期間） |

◇運転資金

- | | |
|---------------------|--|
| ①借入対象資金名
及び融資機関名 | ・千葉県中小企業振興資金のうち運転資金／千葉県
（サポート短期資金及びセーフティネット資金は除く）
・国民生活事業資金のうち運転資金／(株)日本政策金融公庫
（セーフティネット資金は除く）
・中小企業事業資金のうち運転資金／(株)日本政策金融公庫
（セーフティネット資金は除く） |
| ②対象資金限度額 | 20,000,000円 |
| ③利子補給額 | ・年利4%未満 支払利息の1/2 |
| ④利子補給期間 | 3年間（ただし、返済期間が3年に満たない場合は、その期間） |

□手続きの流れ

◇ 1 年目

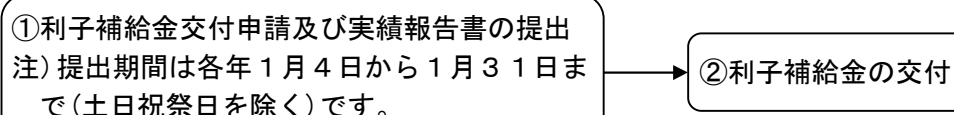


【必要な書類】

- ・ 中小企業設備改善資金（または運転資金）利子補給金承認申請書（第1号様式）
- ・ 利子補給金概要書（第2号様式）
- ・ 融資決定通知書（またはこれに代わる書類）
- ・ 融資対象に係る領収書の写し（設備改善資金のみ）
- ・ 融資返済予定表
- ・ 町納税証明書（法人の場合は、法人分及び代表者分）
- ・ その他必要と認める書類



◇ 2 年目以降



【必要な書類】

- ・ 中小企業設備改善資金（または運転資金）利子補給金交付申請及び実績報告書（第5号様式）
- ・ 中小企業設備改善資金（または運転資金）利子補給承認通知書の写し
- ・ 融資年末残高証明書
- ・ 町納税証明書（法人の場合は、法人分及び代表者分）
- ・ 変更届（借替えや一括返済した場合のみ）
- ・ その他必要と認める書類



申請・お問い合わせは

白子町商工観光課

電話 0475-33-2117

FAX 0475-33-4132

URL <http://www.town.shirako.lg.jp>

E-mail syoukou@town.shirako.lg.jp

